

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
神奈川県法科大学院	平成25年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法律基本科目群は、公法系6科目、民事法系17科目、刑事法系6科目の計29科目を、法律実務基礎科目群は8科目を、基礎法学・隣接科目群は、基礎法学6科目、隣接科目4科目の計10科目を、展開・先端科目群は31科目をそれぞれ開講している。	法律基本科目群は、公法系7科目、民事法系19科目、刑事法系7科目の計33科目を、法律実務基礎科目群は11科目を、基礎法学・隣接科目群は、基礎法学6科目、隣接科目4科目の計10科目を、展開・先端科目群は33科目をそれぞれ開講している。
	2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準(36単位を標準とする。)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第7条)。	1年次40単位、2年次34単位、3年次44単位である。また、法学既修者は、1年次36単位、2年次44単位である。	1年次42単位、2年次40単位、3年次44単位以内である。また、法学既修者は、1年次40単位、2年次44単位以内であり、法学既修者認定科目として免除科目にならなかった「民事訴訟法Ⅰ」を修得する場合に限り、1年次は44単位以内である。
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。	専任教員は16名である。	変更後においても、専任教員は16名である。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	法律基本科目の92.3%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の30.5%は、専任教員が担当している。	法律基本科目の99.5%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の28.6%は、専任教員が担当している。